

# ねんきんコーナー

**国民年金保険料の一部免除が承認された方へ**  
**全額免除以外の場合、残りの一部保険料を納めないと未納期間になります。**

## 免除の種類

### 全額免除

保険料の全額が免除されます。

### 【保険料】全額免除

【年金額】 2分の1で計算

### 4分の3免除

保険料の4分の3が免除されます。

【保険料】 月額3,670円

【年金額】 8分の5で計算

### 半額免除

保険料の2分の1が免除されます。

【保険料】 月額7,330円

【年金額】 4分の3で計算

### 4分の1免除

保険料の4分の1が免除されます。

【保険料】 月額11,000円  
 【年金額】 8分の7で計算

\*一部免除の期間は、残りの保険料を2年以内に納めなければ、未納期間となり、老後に受け取る年金(老齢基礎年金)や、死亡・障がいに対する年金(障害基礎年金・遺族基礎年金)を受け取れなくなることがあります。

免除承認後、残りの保険料の納付書が届きますので、必ず納付してください。

\*一部免除でも10年遡って納めることができます。(経過年数に応じた加算額あり)  
 2年以内に納めておけば、免除の保険料を10年以内に追納して、満額の年金を受け取れることも可能です。



**第3号被保険者期間と重複する厚生年金などの加入期間が裁定後に判明した場合の取り扱いが変更になりました。**

老齢年金を受け始めてから、第3号被保険者期間(配偶者の扶養期間)と、重複する2号被保険者期間(厚生年金などの加入期間)が新たに判明した場合には、会社などを退職した後の第3号被保険者期間が、引き続き年金額に反映される期間(保険料納付済期間)として取り扱われ、過去の年金額が減額となくなりました。

なお、今回の改正は第3号被保険者期間として、年金の支払いを受け始めた後に、被用者年金の加入期間が判明した場合のみ対象となり、新たに請求される方については、今までもどりの取り扱いとなります。  
 ※すでに年金額を返納された方には、返納された額が改めて支払われます。  
 詳しくは、高知社会保険事務局幡多事務所へお問い合わせください。

## 被保険者の種類

### 第1号被保険者

本人が国民年金被保険者

### 第2号被保険者

本人が会社などにお勤めし、厚生年金や共済年金に加入している被保険者

### 第3号被保険者

配偶者が厚生年金や共済年金の被保険者で、その扶養となっている被保険者

○お問い合わせ

大方総合支所

住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀総合支所

総務課 住基戸籍係

☎ 55-3701 (直通)

高知社会保険事務局  
 幡多事務所

☎ 34-1616



## 10月は「里親月間」です ~あなたを必要としている子どもたちがいます~

親の病気やさまざまな事情によって、家族と生活できない子どもたちがいます。そのような子どもと温かい家庭的な雰囲気の中で共に暮らし、健やかな成長を見守りながら、自立を支援する里親になりませんか。里親に関心のある方は、幡多児童相談所または役場にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 高知県幡多児童相談所  
 大方総合支所 健康福祉課 福祉係  
 佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係

☎ 37-3159  
 ☎ 43-2116 (直通)  
 ☎ 55-3112 (直通)